

ケアハウス豊川彩幸 利用料金表

1. 事務費・生活費・管理費

毎月の利用料(事務費、生活費、管理費)は前年度の収入により次の表から決定され、毎月15日にお支払いいただきます。(行政の基準により見直しがされます。)

階層	対象収入による階層区分	月額納付額			
		事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	46,940	12,110	69,050
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000			72,050
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000			75,050
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000			78,050
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000			81,050
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000			84,050
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000			89,050
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000			94,050
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000			99,050
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000			104,050
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,000			109,050
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,000			116,050
13	2,600,001 ~ 2,700,000	64,000			123,050
14	2,700,001 ~ 2,800,000	71,000			130,050
15	2,800,001 円以上	75,600			134,650

注1)この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいう。

注2)夫婦で入居する場合には、夫婦の収入が必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

2. 電気・ガス・水道料金

電気・ガス・水道の各利用料金は各戸に備え付けのメーターを毎月1日に確認し、その使用料をお支払いいただきます。(消費税別)

(1) 電気料金

基本料金 780円	+	使用料 19.15円 × ()kwhの使用料 23.23円 × ()kwhの使用料 25.90円 × ()kwhの使用料 ----- 調整単価 × 検針kwhの使用料	……0以上～120kwh以内の単価 ……121以上～300kwh以内の単価 ……301kwh以上の単価 ……調整単価分
--------------	---	---	--

(2) 水道料金

使用料 28円 × ()m3の使用料 56円 × ()m3の使用料 92円 × ()m3の使用料 160円 × ()m3の使用料 240円 × ()m3の使用料	……1m3以上～10m3以下の単価 ……11m3以上～20m3以下の単価 ……21m3以上～50m3以下の単価 ……51m3以上～100m3以下の単価 ……101m3以上～
--	--

(3) ガス料金

170円 × ()m3の使用料
